

## 藤枝市手話言語条例

言語は、人間が物事を考え、知識を蓄え、文化や社会を創造する上で不可欠なものであります。手話言語は、手指や体の動き等を用いる独自の言語体系を持つ視覚言語であり、音声言語と対等のものであります。

しかしながら、これまで手話が言語として十分に認識されてこなかった歴史があり、明治13年のミラノにおける第2回国際ろう教育会議では、口話法を優先し手話の使用を教育から排除する旨の決議が採択されました。その後、各国、各地域で手話を用いた教育の機会が大きく制約され、ろう者の学びへの適切な言語的アクセスが十分に確保されない状況が長く続きました。それでも、ろう者は生きていくために必要な言語として、手話言語を大切に育み、継承してきました。

こうした中、障害者の権利に関する条約（平成26年条約第1号）及び平成23年に改正された障害者基本法（昭和45年法律第84号）により、手話は言語であると位置付けられましたが、その認識が広く共有されているとはいえ、ろう者を取り巻く環境についても、なお十分であるとはいえません。

そこで、手話が言語であるとの認識に基づき、手話言語についての理解と周知を図るとともに、ろう者及び手話言語を必要とする者が地域社会の一員として手話言語を使って安心して暮らすことができる藤枝市を実現するため、この条例を制定します。

### （目的）

第1条 この条例は、手話言語への理解の促進及び普及を目的とした施策に関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、手話言語に関する施策の基本的事項を定めることにより、ろう者及びろう者以外の全ての者が、共に生きる社会の実現に寄与することを目的とする。

### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に住所を有し、居住、勤務、又は通学する者及び市内で活動する団体等をいう。
- (2) ろう者 聴覚に障害があり、手話を言語として日常生活及び社会生活を営む者をいう。
- (3) 事業者 市内において事業活動その他の業務を行う者をいう。

### （基本理念）

第3条 全ての市民が互いに人格と個性を尊重し合い、心豊かに共生することができる地域社会の実現を目指し、次に掲げる事項を前提として、手話言語への理解の促進及び普及を行うものとする。

- (1) 全ての市民が、手話への理解を深め、ろう者とコミュニケーションを図り、ろう者が生活しやすい環境を構築すること。
- (2) ろう者は、手話言語による意思疎通を円滑に図る権利を有し、その権利は尊重されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、手話言語の普及及び環境を整備し、ろう者の日常生活及び社会生活において、手話言語による意思疎通ができ、自立した生活及び社会参加を保障するため、必要な施策を講ずるものとする。

(市民等の役割)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、地域社会で共に暮らす一員として、手話言語への理解を深め、共に生きる社会の実現に努めるものとする。

- 2 ろう者及びろう者に関係する団体は、第7条に定める市の施策に協力するとともに、手話言語の意義及び基本理念に対する理解の促進並びに手話言語の普及に努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、ろう者が希望する場合は、ろう者が利用しやすいサービスを提供し、ろう者が働きやすい環境を整備するよう努めるものとする。

(施策の推進)

第7条 市は、手話に関する施策の推進に関する法律（令和7年法律第78号）の趣旨を踏まえ、施策の推進方針を定めるとともに、次に掲げる施策を総合的かつ計画的に講ずるものとする。

- (1) 手話言語への理解の促進及び手話言語の普及に関する施策
- (2) 手話言語による情報の取得及び発信並びに手話言語を使用しやすい環境づくりに関する施策
- (3) 手話言語による意思疎通を支援する体制の整備及び拡充に関する施策
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める施策

(点検及び評価)

第 8 条 市は、前条に規定する施策の実施状況の点検及び見直しのため、ろう者及びろう者に関係する団体と協議の場を設けるものとする。

2 市は、前項の協議を踏まえて評価及び検証を行い、その結果を公表するものとする。

(委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。